

平成30年第5回飛騨市議会定例会議事日程

平成30年12月13日 午後3時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第123号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案第124号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第4	議案第125号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案第126号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第127号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案第128号	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について
第8	議案第129号	財産の無償譲渡について(飛騨市立増島保育園)
第9	議案第130号	財産の無償譲渡について(飛騨市立さくら保育園)
第10	議案第131号	飛騨市障害者自立支援施設条例を廃止する条例について
第11	議案第132号	財産の無償譲渡について(飛騨市障害者自立支援施設憩いの家)
第12	議案第133号	指定管理者の指定について(ひだ宇宙科学館カミオカラボ)
第13	議案第134号	指定管理者の指定について(飛騨市黒内屋内運動場)
第14	議案第135号	指定管理者の指定について(飛騨市サン・スポーツランドふるかわ及び飛騨市古川町森林公園)
第15	議案第136号	指定管理者の指定について(飛騨市古川トレーニングセンター)
第16	議案第137号	財産の取得の変更について(繁殖牛舎)
第17	議案第138号	財産の処分の変更について(繁殖牛舎)
第18	議案第139号	財産の取得の変更について(繁殖牛舎、堆肥舎)
第19	議案第140号	財産の処分の変更について(繁殖牛舎、堆肥舎)
第20	議案第141号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第142号	指定管理者の指定について(飛騨河合飛騨牛繁殖センター)
第22	議案第143号	指定管理者の指定について(森茂牧場)
第23	議案第144号	指定管理者の指定について(神岡町農産物直売施設)
第24	議案第145号	指定管理者の指定について(古川町農産物直売施設)
第25	議案第146号	指定管理者の指定について(飛騨市火葬場)
第26	議案第147号	指定管理者の指定について(地域交流センター船津座)
第27	議案第148号	指定管理者の指定について(飛騨市星の駅宙ドーム・神岡)
第28	議案第149号	指定管理者の指定について(飛騨古川まつり会館)
第29	議案第150号	指定管理者の指定について(飛騨市古川味処施設)
第30	議案第151号	飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について
第31	議案第152号	平成30年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
第32	議案第153号	平成30年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第33	議案第154号	平成30年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第34	議案第155号	平成30年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第35	議案第156号	平成30年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第36	議案第157号	平成30年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
第37	議案第158号	平成30年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
第38	議案第159号	平成30年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第123号 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第124号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第125号 飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第126号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第127号 飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第128号 飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第129号 財産の無償譲渡について(飛騨市立増島保育園)
- 日程第9 議案第130号 財産の無償譲渡について(飛騨市立さくら保育園)
- 日程第10 議案第131号 飛騨市障害者自立支援施設条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第132号 財産の無償譲渡について(飛騨市障害者自立支援施設憩いの家)
- 日程第12 議案第133号 指定管理者の指定について(ひだ宇宙科学館カミオカラボ)
- 日程第13 議案第134号 指定管理者の指定について(飛騨市黒内屋内運動場)
- 日程第14 議案第135号 指定管理者の指定について(飛騨市サン・スポーツランドふるかわ及び飛騨市古川町森林公園)
- 日程第15 議案第136号 指定管理者の指定について(飛騨市古川トレーニングセンター)
- 日程第16 議案第137号 財産の取得の変更について(繁殖牛舎)
- 日程第17 議案第138号 財産の処分の変更について(繁殖牛舎)
- 日程第18 議案第139号 財産の取得の変更について(繁殖牛舎、堆肥舎)
- 日程第19 議案第140号 財産の処分の変更について(繁殖牛舎、堆肥舎)
- 日程第20 議案第141号 飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第142号 指定管理者の指定について(飛騨河合飛騨牛繁殖センター)
- 日程第22 議案第143号 指定管理者の指定について(森茂牧場)
- 日程第23 議案第144号 指定管理者の指定について(神岡町農産物直売施設)
- 日程第24 議案第145号 指定管理者の指定について(古川町農産物直売施設)
- 日程第25 議案第146号 指定管理者の指定について(飛騨市火葬場)
- 日程第26 議案第147号 指定管理者の指定について(地域交流センター船津座)
- 日程第27 議案第148号 指定管理者の指定について(飛騨市星の駅宙ドーム・神岡)
- 日程第28 議案第149号 指定管理者の指定について(飛騨古川まつり会館)
- 日程第29 議案第150号 指定管理者の指定について(飛騨市古川味処施設)
- 日程第30 議案第151号 飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第152号 平成30年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)
- 日程第32 議案第153号 平成30年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
- 日程第33 議案第154号 平成30年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
- 日程第34 議案第155号 平成30年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
- 日程第35 議案第156号 平成30年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
- 日程第36 議案第157号 平成30年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第1号)
- 日程第37 議案第158号 平成30年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
- 日程第38 議案第159号 平成30年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)

○出席議員（12名）

1番	仲井	谷	文	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	欠			員
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（1名）

5番	森	要
----	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	之	明	宏
教育長	沖	畑	康	子
代表監査委員	福	田	幸	博
理事兼企画部長	御	手	洗	己
会計管理者	柏	木	裕	行
総務部長	東	佐	藤	司
市民福祉部長	柚	原		誠
環境水道部長	大	坪	達	也
農林部長	青	垣	俊	司
商工観光部長	泉	原	利	匡
基盤整備部長	青	木	孝	則
病院管理室長	佐	藤	哲	哉
教育委員会事務局長	清	水		貢
消防長	坂	場	順	一
財政課長	洞	口	廣	之

○職務のため出席した事務局員

議会事務局局長	水	上	雅	廣
書記	赤	谷	真	依

(開会 午後 3 時 0 0 分)

◆開会

◎議長 (高原邦子)

皆さん、お疲れさまです。本日は 5 番、森議員が欠席であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (高原邦子)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 条の規定により 10 番、洞口議員、11 番、野村議員を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 123 号 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第 15 議案第 136 号 指定管理者の指定について (飛騨市古川トレーニングセンター)

◎議長 (高原邦子)

日程第 2、議案第 123 号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 15、議案第 136 号、指定管理者の指定について (飛騨市古川トレーニングセンター) までの 14 案件を会議規則第 35 条の規定により一括して議題といたします。

これら 14 案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (高原邦子)

前川総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

[総務常任委員長 前川文博 登壇]

●総務常任委員長 (前川文博)

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第 123 号から議案第 136 号までの 14 案件につきまして、審査の概要、並びに結果について報告をいたします。

去る 12 月 10 日、午後 1 時 20 分より、委員会室で審査を行いました。

はじめに、議案第 123 号から議案第 127 号について申し上げます。

これら 5 案件は、人事院勧告に基づく職員の給与改定に準じ、飛騨市議会議員、特別職、教育長について、期末手当を年間 0.05 カ月分引き上げ、期別支給割合の改正を行うも

の、及び人事院勧告に基づく職員、一般職員の任期付職員の給料表の改定、期末手当の期別支給割合の改正等、所要の改正を行うものです。

質疑はありませんでした。

次に、議案第128号から議案第130号について申し上げます。

これら3案件は、増島保育園、さくら保育園を完全民営化するため、飛騨市保育所条例に定められている、増島保育園、さくら保育園を条例から削除し、2園の建物等を社会福祉法人に無償譲渡するものです。

質疑では、保護者への十分な説明と理解は得られているのかとの質問に、昨年からの民営化に向け該当する保護者への意向調査を行い、また、今年度は子ども子育て会議での説明や、市民向け説明会を行ってきた中で、とくに問題があるとか反対の意見はなかったとの答弁がありました。

また、具体的にどのようなサービスの向上が得られるのかとの質問に、例えば保護者などのニーズに対し、市の要綱などに捉われることなく、各園が独自に素早く対応できることとなるとの答弁がありました。

次に、議案第131号及び議案第132号について申し上げます。

これら2案件は、飛騨市障害者自立支援施設憩いの家を完全民営化するため、飛騨市障害者自立支援施設条例を廃止し、当該施設の建物等を社会福祉法人に無償譲渡するものです。

質疑では、完全民営化することによって、さらなる障がい福祉サービスや質の向上を図るとあるが、具体的にどのようなことかとの質問があり、経営者が利用者のニーズをダイレクトに検討でき、必要なサービスを行うために、独自で事業の指定を受け提供していくことができるとの答弁がありました。

最後に、議案第133号から議案第136号までの指定管理者の指定に関する4案件については、産業常任委員会との連合審査会において議員全員で質疑が行われたので詳細の報告は省略いたします。

が、指定管理者の指定について13案件の質疑を行った中で、選定委員会のメンバーの選出についての考え方、審査の結果点数が僅差で選考委員を入れ替え再審査した案件、点数について極端な差がある委員の採点を除外基準に該当するため除外した点など説明がありました。

執行部側の答弁の中で、一部の案件について、基準を途中で追加した点や、申請者が提出した資料に収入金額を追加し、収支はプラス・マイナス・ゼロになるような説明があり、また、質問と答弁がかみ合わない状況もあり、議会軽視ともとれる説明があったことは、この場で苦言を呈しておきたいと思えます。

当委員会に付託されました14案件については、いずれも、討論は無く、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 前川文博 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入りますが、議案第123号から議案第136号までの14案件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第123号から議案第136号までのこれら14案件について、委員長の報告は可決であります。これら14案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、これら14案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第16 議案第137号 財産の取得の変更について（繁殖牛舎）
から

日程第30 議案第151号 飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について

◎議長（高原邦子）

日程第16、議案第137号、財産の取得の変更について（繁殖牛舎）から日程第30、議案第151号、飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例についてまでの15案件を会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら15案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任副委員長 井端浩二 登壇〕

●産業常任副委員長（井端浩二）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第137号から議案第151号までの15案件につきまして、審査の概要と結果について報告いたします。

去る12月10日、午後2時15分より委員会室で審査を行いました。

はじめに、議案第137号及び議案第138号について申し上げます。

これら2案件は、河合町稲越において県農畜産公社が建設する繁殖牛舎を市が取得し、農家に譲渡するもので、本年6月に議決した金額に変更があったため改めて議決するものです。

質疑では、金額の変更理由及び今後の変更予定について質問があり、今回の変更は入札差金による減額と、追加工事による増額により約100万円の減額となったものであり、

最終的に精算された段階で、金額に若干の変更がある見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第139号及び議案第140号について申し上げます。

これら2案件は、古川町畦畑において県農畜産公社が建設する繁殖牛舎・堆肥舎を市が取得し、農家に譲渡するもので、本年6月に議決した金額に変更があったため改めて議決するものです。

質問はありませんでした。

次に、議案第141号について申し上げます。

本案は、飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデンの直営管理への移行に伴う使用料の無料化と、神岡町農産物直売施設を産業振興施設として位置づけるため、条例の一部を改正するものです。

質疑では、香愛ローズガーデンを直営とする理由について質問があり、当該施設は、指定管理者からすればなかなか採算が合わない施設であり、引き続きの指定管理が見込みにくいこと、直営にしたほうが費用面で安くなる見込みがあること、飛騨唯一のバラ園として再考をはかる必要があることなどなどから、一度直営に戻し、この施設のあり方を検討するとの答弁がありました。

次に、議案第142号から議案第150号までの指定管理者の指定に関する9案件については、総務常任委員会との連合審査会において議員全員で質疑が行われましたので報告は省略いたします。

最後に、議案第151号について申し上げます。

本案は、本年7月の豪雨で被災した古川町気多公園の一部及び隣接する民地ののり面の復旧工事に当たり、当該民地の寄付を受けたことから、都市公園として管理することとし、面積を改めるものです。

質疑では、当該公園において今後被災するような場所はないのか、あるのであれば、その部分を含め面積を改めることも考えられるのではないかと質問があり、今後被災することはないと断言はできませんが、現時点での公園の機能に支障をきたす箇所は改修できた。今後については、当該公園を順次整備する中で、課題が見つければ対応していきたいとの答弁がありました。

これら15案件については、いずれも討論はなく、全員一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託された審査の報告を終わります。

〔産業常任副委員長 井端浩二 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。議案第137号、財産の取得の変更について（繁殖牛舎）から議案第149号、指定管理者の指定について（飛騨古川まつり会館）までの13案件については、討論の通告がありません。これら13案件について討論を終結し、これより一括して採決を行います。

議案第137号から議案第149号までの13案件について、委員長の報告は可決であります。これらの13案件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第137号から議案第149号までの13案件については、委員長報告のとおり可決されました。

◎議長（高原邦子）

議案第150号、指定管理者の指定について（飛騨市古川味処施設）に討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

最初に反対討論を行います。11番、野村議員。

〔11番 野村勝憲 登壇〕

○11番（野村勝憲）

皆さん、こんにちは。私は、議案第150号について反対をいたします。

改めて申すまでもなく、議会は市民の代表機関で、市民の意見を市政に反映させ、市民の参加の機会の拡充につとめ、議員は全体の奉仕者であり、一部の奉仕者であってはなりません。また二代表制で選ばれた以上、単なる執行部の追認機関であつてもならないのです。今回飛騨古川味処施設は、市議会議員の森要氏が実質的な経営者である味処古川協会と飛騨の味おもてなし研究協会と有限会社さわさんが応募され、12月2日にプレゼンテーション、要するに面談ですね、お会いするというので、プレゼンテーションがありました。その1番最初に味処古川協会の森議員が自ら説明されたと聞いております。森議員は現在、その施設を所管する商工観光部の産業常任委員長で、さらに都竹市長の後援会の副会長とも聞いており、市民からはですね、選定する委員の人たちに忖度等影響はあつたのではないかという声を聞きました。早速私はですね、いままで回ったところ、知り合いの自治体に対してですね、それぞれの議員がですね、指定管理施設に直接関与し、あるいはプレゼンに参加した事実はないかと問うたところ、全ての自治体は、ゼロでした。逆にですね、飛騨市はそんなことを許しているのですかと、道義的にもおかしいですねという声を聞きました。私もですね、市民の施設を議員が兼業するという事は私は反対です。これは多くの市民の皆さんも同じだと思います。

そこで私は、議案第150号の飛騨市古川味処施設の指定管理者に味処古川協会にすることに反対をいたします。

その1点目、味処古川は協会名に使用しております。地元食材が15パーセントしかないフランチャイズのやどかり弁当を、フランチャイズというのは本部は東京にあります。仕入れは全部関西からきます。85パーセントは。そのやどかり弁当にですね、「飛驒のお弁当味処古川」という名前をいれております。そして販売されています。味処古川のネーミングを市の了解を得ないで使用したとしたら、これは大きな問題になるでしょう。味処古川はじつはお店の屋号なんです。平成7年に施設が完成したとき、古川町在住の女性が書かれた文字をロゴ化して、玄関入口に掲げたものと私は耳にしております。もし許可もなしに協会名として使ってきたとしたら、私は常識と倫理観を疑います。

またですね、これと同じように、映画「君の名は。」に便乗し、25年も前からですね、苦勞して古川の味として育てられた岡田屋さんの五平餅と同じ高山市の仕入れ先から全く同じ五平餅の生地を仕入れて販売されました。その影響で岡田屋さんは五平餅の売り上げは減ってきていると耳にしておりました。これこそ民業圧迫で古川町の仕出し弁当屋さんをはじめ、多くの個人経営されているお店はですね、たいへん苦勞されてですね、税金を納められとるんですよ。市はですね、施設管理者に民間の発想で自主事業はどんどんやってもらってもいいという答弁でした。私は、これはちょっと疑問を持ちます。また多くの市民はたぶんこれを聞いて、あ然とされるでしょう。

それでは、2点目ですけども、申請書の表7でございます。議員の人たちはみんな見ていらっしやると思います。人員配置計画では味処古川協会は弁当配達員まで入れて20名の体制でフランチャイズの弁当部門は兼務も入れて、そのうち14名のスタッフ編成、いわゆる半分以上です。今回初めて参加された飛驒の味おもてなし研究会ではある委員から7名のスタッフでやれるのですかとの質問があったようですが、1番目の弁当配達員まで入れた20名の味処古川協会の人員体制と比較すれば当然委員の方たちは不安に思われるのは当然です。本来施設の運用目的である観光客や団体向けの食事の提供とお土産販売の体制で営業時間は午前9時から午後5時までの8時間営業をおもてなし研究協会と有限会社さわさんはですね、観光客に全く関係のない弁当事業をいれた営業時間、午前5時から午後6時までの味処古川協会の13時間の人員体制とこの3つを比較すれば当然、時間が全然違います。スタッフ編成も違います。そういうことは、公平性に欠けて、アンフェアであることはこれは事実です。

3点目、表7の勤務時間についてです。味処古川協会の施設長は勤務時間がなんと週にですよ、80時間。1日当たりにすると約11時間30分。そして店長は週60時間で1日当たり約8時間30分。おそらくこの店長は森議員と推測され、こんなに働いて私は議員活動に支障がこないのかたいへん心配をしております。

4点目、これは様式第3の収支計画書です。これが一番甚だ疑問に思ったところです。このページがですね、審査するのに一番重要なところだと思います。味処古川協会はフランチャイズの弁当部門の売り上げ、これは約年間1,800万円です。をいれて年間が約5,600万円、これが全体の数字です。そして驚くことにですね、平成31年度から平

成35年度の5年間の収入、支出、有料者見込数とも毎年いっしょなんですよ。議員の皆さん、全部チェックされてますよね、それを。こんなことってないと思いますよ。全く同じ数字なんてことは。こんなイージーな事業計画でだいじょうぶなんでしょうか。それに比べ、例えばですね、飛驒の味おもてなし研究協会の収支計画書を私は手に入れました。それで見てみますと、平成31年度は3,500万円でスタートされています。そして最後の平成35年度は、4,500万円と1,000万円の収入増になっております。そして利益もですね、スタートは、ゼロ円です。しかし平成35年度は200万円の黒字と経営を改善されて努力されている。これをちゃんとですね、見込みでいれていらっしゃるんです。おそらくこういうことはですね、有限会社さわさんも平成31年度から平成35年度の収入、支出、有料者見込数は当然変化のあるもので、年度ごとに経営改善された事業計画だったと私は推察します。

ここで問題なのは、弁当部門の売り上げを引いて、本来の目的に沿った事業内容で3者の事業者をですね、比較検討をしなかったことが私は大きな問題に残すと思います。

5点目、審査結果の内訳内容です。今回競合になった4施設の全部のトップの合計を合わせますとですね、平均すると60.27点ですわ。60点以上あるわけです。常識的には60点以上が合格だと思います。おそらく多くの人たちは、最低でも55点をとらないと不合格ということだと思います。そこで4施設の中で古川味処協会は最低の54.11点です。さらにもっとこれを分析していきますと、50点以下をつけた人が7人中4人もいらっしゃるんですよ、審査の中に。そして3人の人は飛驒の味おもてなし研究協会と有限会社さわさんに一番の得点を入れていらっしゃると思います。

船津座はですね、選定委員を入れ替えて、再度11月にやり直しております。そうしますとですね、これと同様にですね、飛驒古川味処施設でも疑問点があります。例えば、選定委員のDさんの点数は、トップとですね、最下位の差が倍も違うんですよ、倍も。倍以上差っているんです。残り6人は大きな差はありません。したがってDさんの点数をカットして6人で審査をしたという場合ですね、古川味処協会は3勝3敗となります。したがって私は、船津座のようにもう一度やり直すべきと考えます。

最後に味処古川の施設は、平成7年、岐阜県から5,000万円の補助金をいただき、1億円で古川のまちなみに合致する景観でつくられた飛驒の匠による建築物です。その建築物に正式な許可もなしに東側に植えてあった植栽を取り外し、勝手に庇を増改築し、今回市民から「だっしやもない」とたいへんな非難を受け、とうとう12月1日に問題となった庇は撤去されました。私は、市民の財産はしっかり法令を守り、そして事業運営に倫理観をもって、民間とはできるだけ競合しないようにですね、そういう管理者にやってもらいたいというのは私だけではないです。多くの市民は望んでいると思います。したがってこの際、飛驒の味おもてなし研究協会と有限会社さわさんの2者の連携で今後運営されたらいかかだと思います。どちらの方もですね、30代、40代と非常に若く、今後に期待がもてます。以上で、私の反対の討論を終わります。

〔11番 野村勝憲 着席〕

◎議長（高原邦子）

野村議員、プレゼンがあった日付なんです、12月2日を11月2日に訂正してよろしゅうございますか。はい、わかりました。ではそのように。

次に賛成討論を行います。8番、前川議員。

〔8番 前川文博 登壇〕

○8番（前川文博）

それでは、議案第150号について賛成の立場で討論いたします。

議案第150号、指定管理者の指定について（飛騨市古川味処施設）については、味処古川協会、飛騨の味おもてなし研究協会、有限会社さわの3事業者が応募され、選考委員は委員長が飛騨市副市長、副委員長には飛騨市理事兼企画部長、外部選考委員として、飛騨・世界生活文化センター統括、飛騨県事務所副所長、合掌造り民家園業務推進担当、濃飛乗合自動車株式会社企画販売部企画販売課長、奥飛騨観光開発株式会社代表取締役であり、審査にあたった方々は、それぞれの申請者からプレゼンテーションを受け、内容等について確認されたうえで、それぞれの識見のうえにたち、採点されたもので、意図的な採点がなされたとは考えられません。

選定委員の得点を見てみますと、3申請団体で最高点をつけた委員数を数えますと、味処古川協会が4人、Bの事業者は1人、Cの事業者は2人と半数以上の選定委員が最高点をつけています。

また、審査項目ごとに3事業者の平均点を比べても、1、施設の平等利用、2、施設の効用発揮、3、管理能力を有すること、4、管理経費の削減、5、地域産業活性化拠点機能の5項目全てで味処古川協会がほかの2事業者を上回っており、選定委員会の審査は適正に行なわれていると考えられます。

よって議案第150号、指定管理者の指定について（飛騨市古川味処施設）については賛成いたします。

〔8番 前川文博 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で討論を終結し、これより採決を行います。

議案第150号について委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（高原邦子）

起立多数であります。よって議案第150号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議長（高原邦子）

議案第151号、飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例については討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第151号について委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって議案第151号は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第31 議案第152号 平成30年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)から

日程第38 議案第159号 平成30年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)

◎議長(高原邦子)

日程第31、議案第152号、平成30年度飛騨市一般会計補正予算(補正第4号)から、日程第38、議案第159号、平成30年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)までの8案件を会議規則第35条の規定により一括として議題とします。

これら8案件につきましては、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって、8案件にかかる委員長報告は省略いたします。

これより討論にはいりますが、議案第152号から議案第159号までの8案件につきましては、討論の通告がありませんので討論を終結し、採決を行いません。

議案第152号から議案第159号までの8案件については一括採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(高原邦子)

ご異議なしと認めます。これより一括採決いたします。

議案第152号から議案第159号までの8案件については、いずれも委員長報告は原案のとおり可決すべきものであります。よってこれら8案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(高原邦子)

ご異議なしと認めます。よって、議案第152号から議案第159号までの8案件については、原案のとおり可決されました。

◆閉会

◎議長（高原邦子）

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

△市長（都竹淳也）

それでは、閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。今議会16日間でもございましたけれども、一般会計、特別会計の補正予算、指定管理者の指定、条例改正など多数の案件につきまして慎重な御審議を賜り、全ての議案につきまして可決のご決定をいただきました。まことにありがとうございました。

また本会議並びに委員会を通じまして議員の皆様方から数々の御指摘・御意見を賜ったところでございます。中でも総務常任委員長から御指摘のありましたように一部、準備不足の答弁がありましたことについては、これはお詫び申し上げますとともに今後こうしたことがないよう、十分留意してまいりたいと考えております。こうした点を含めまして、しっかり整理をさせていただきまして、今後の市政運営に生かしていきたいと考えておるところでございます。

ことしも残すところあとわずかになりましたが議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛をいただきましてご健勝でよき新年をお迎えになられますことを心より祈念申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎議長（高原邦子）

以上で市長の発言を終わります。閉会にあたり一言御礼を申し上げます。

議員の皆様方には、今議会、慎重な審議をしていただき、いろんな提案をしていただいたこと、本当にありがとうございました。一議員がですね、病気で欠席がありました。皆さん、体には本当にくれぐれも気をつけられまして、年末にかけて忙しいかと思っておりますけれども、また新しい良き年を迎えて、また来年しっかりと議会活動をよろしく願いたいと思います。

◆散会

◎議長（高原邦子）

それでは本日の会議を閉じ、11月28日から16日間にわたりました平成30年第5回飛騨市議会定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後3時37分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

高原邦子

飛騨市議会議員（10番）

洞口和彦

飛騨市議会議員（11番）

野村勝憲